

会議概要

会議名 : 令和8年度第1回益田市入札・契約適正化委員会
 日時 : 令和8年6月10日(水) 13:00~15:10
 場所 : 益田市役所本館3階第2会議室
 委員 : 林 秀司(大学教授)、山本 尚(弁護士)
 大野利昭(税理士)、前田邦男(学識経験者)
 出席者 : 委員4名、事務局2名

議 事

(1) 令和7年度 入札結果状況説明

入札結果の比較

令和6年度 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	8件
一般競争入札	0件
簡易一般競争入札	67件
指名競争入札	147件
その他	0件
小計	222件

入札件数 物品関係

総合評価	0件
一般競争入札	21件
簡易一般競争入札	0件
指名競争入札	132件
小計	153件

入札件数 合計	375件
---------	------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	2,501,290,700円
落札金額	2,360,891,000円
総落札率	94.39%

令和7年度 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	6件
一般競争入札	0件
簡易一般競争入札	54件
指名競争入札	127件
その他	0件
小計	187件

入札件数 物品関係

総合評価	0件
一般競争入札	16件
簡易一般競争入札	0件
指名競争入札	98件
小計	114件

入札件数 合計	301件
---------	------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	2,229,490,600円
落札金額	2,113,294,000円
総落札率	94.79%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	552,438,654円
落札金額	496,037,462円
総落札率	89.79%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	420,122,450円
落札金額	391,654,836円
総落札率	93.22%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	3,053,729,354円
落札金額	2,856,928,462円
総落札率	93.56%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	2,649,613,050円
落札金額	2,504,948,836円
総落札率	94.54%

低入札調査等

最低制限失格	19件
	29者

低入札調査等

最低制限失格	21件
	27者

低入札	1件
	1者

低入札	3件
	4者

数値的判断基準失格	1件
	1者

数値的判断基準失格	3件
	4者

低入札調査失格	0件
	0者

低入札調査失格	0件
	0者

低入札での契約	0者
---------	----

低入札での契約	0者
---------	----

1 令和7年度の入札件数・入札金額について

令和7年度中の益田市の入札状況は、令和6年度と比べ、建設工事関係の入札件数及び金額は大きく減少した。

また、建設工事関係の入札を過去5年で比較すると、発注件数は過去最少で、落札金額は過去2番目に低くなっている。

建設工事関係の入札件数が減少した要因としては、前年度に比べ市の周辺地域で大きな災害の発生がなかったことや、複数に分けて発注していた建設工事を周辺地域や同種工事でもまとめて発注したことが要因の一つと考える。

また、入札金額が減少した要因としては、総合評価の件数が前年度の8件から6件に減少しており、その金額が減少したことが大きな要因となっている。

物品関係では、入札件数及び金額について大幅に減少している。

過去5年で比較すると、件数は1番低く、金額は3番目となっている。

物品関係については、一般競争入札の件数が 21 件から 16 件に減少したことで金額が大きく減少しており、指名競争入札についても件数が 132 件から 98 件に大きく減少している。

件数の減少については、令和 7 年度から改正された地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の少額随意契約の基準額が見直されたことにより、これまで指名競争入札で入札していた案件について、随意契約により実施することが可能となったためと考える。

例えば、請負工事では少額随意契約の基準額が、これまで 130 万円以上で指名競争入札となっていたものが、200 万円以上に改正された。

この地方自治法施行令については、物価高騰や事務の効率化を図るために改正されたものとなっている。

契約の種類	現行	改正後
1 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
2 財産の買入れ	80 万円	150 万円
3 物件の借入れ	40 万円	80 万円
4 財産の売払い	30 万円	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円	30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	100 万円

益田市全体の動向としては、建設工事関係及び物品関係の件数は、過去 5 年で比較すると 1 番少なく、金額は 2 番目に低くなっている。

2 令和 7 年度の落札率について

工事関係の落札率は、前年度とほぼ同率となっており、過去 5 年で比較すると 3 番目であった。

物品関係の落札率は、前年の 89.79% から 93.22% に大きく上昇し、過去 5 年で比較すると 1 番高い落札率であった。

これは、落札金額が 1 億円と金額の大きい案件であった「益田市立小学校教育用コンピュータシステム更新業務」の落札率が 99.19% と高かったことが影響したと思われる。

くじによる落札は、建設工事関係が 25 件（令和 6 年度：25 件）、物品関係が 1 件（令和 6 年度：なし）であった。

なお、建設工事関係の 25 件のうち、22 件が最低制限価格又は調査基準価格と入札金額が同額であった。

3 最低制限価格失格について

最低制限価格失格について、件数は、前年度より2件増加し21件、業者数については2者減少して27者となり、過去5年で見ると、件数は2番目に多く、業者数は2番目に少なくなった。

4 低入札について

低入札による契約については発生しなかったが、数値的判断基準失格が3件（4者）発生している。その内容としては、入札金額を電子入札システムに誤って入力したために発生したものが1件、「直接測量費」や「直接人件費・技術経費」が数値点判断基準以下であったものが2件あった。

5 入札の不調・不落について

工事の不調・不落の件数は、令和6年度の27件（不調：18件、不落：9件）件から令和7年度が19件（不調：13件、不落：6件）と8件減少した。

令和7年度の不調・不落（19件）を原因別でみると「応札者なし」が13件、「予定価格超過」が3件、「最低制限価格失格」が2件、「内訳書不備」が1件となっていた。

不調・不落の件数が減少した要因として考えられるのは、前年度に比べ市の周辺地域でも大きな災害の発生がなく、全体の工事件数が減少したことで、業者が応札しやすい状況になったのではないかと推測する。

傾向として、予定価格が1,000万円以下の土木系の工事の応札者がなく、不調となった入札が11件あった。（13件の不調のうち、11件が1,000万円以下）。

物品等の不調・不落については、令和6年度の11件から令和7年度は9件と2件減少した。

【委員】令和7年度の不落件数は増えているのか。

【事務局】令和6年度に比べ、8件減少して19件となっている。

【委員】契約時の条件のままで契約している場合、中東情勢等の影響による物価高騰や資材不足による影響が懸念されるが、どのように対応しているのか。

【事務局】資材単価等については、できるだけ最新のもので積算しているが、急激な価格変動も発生していることから、工事請負契約書内にあるインフレスライド条項により、契約変更を実施して対応している。

また、資材不足等により年度内で事業完了が見込めない場合は、予算の繰越を行う場合もある。

(2) 抽出案件の審議（令和7年度下半期10月～3月分）

建設工事：総合評価方式一般競争入札（1件）

①益田水源地浄水池更新（基礎）工事（1001）

【委員】①金額が高額となっている理由を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）益田水源地は、益田地区、吉田地区の一部約4,200世帯を対象に給水している施設で、浄水池は昭和62年竣工（築39年）の施設となっているが、この浄水池が、老朽化・劣化しており、併せて現行の耐震基準をクリアしていないため、新たに設備を更新するものである。

なお、浄水池については、縦約7m・横約12mとなっており、この工事については、ステンレス鋼板製の浄水池を設置するための基礎工事で、40本の鋼管杭を埋設後、鉄筋を組んでコンクリートで固めるまでの工事である。

【事務局】（質問回答）①この工事の予定価格は、1億6499万円となっており、その内訳については、直接工事費約1億200万円、共通仮設費約800万円、現場管理費約3千200万円、一般管理費約2千300万円となっている。

直接工事費約1億200万円のうち、基礎杭の施工において、鋼管杭とその施工費が、1本当たり約205万円となっており、全部で40本の基礎杭の施工があるため約8,200万円となり、残りは、鉄筋の枠組みとコンクリート打ち分となっている。

この40本の基礎杭を埋設した時点で、工事の約8割が完了した状況となっている。

なお、この工事については、当初3月末の竣工を予定していたが、支持層が想定より高く、鋼管杭が高止まりするため、7月末まで工期を延長し、現在も施工している状況にある。

【委員】浄水池の老朽化については、検査等を実施して確認しているのか。

【事務局】耐震診断までは実施していないが、浄水池については築39年が経過し、建物の劣化も進み、耐震基準もクリアしていないために実施したものである。

【委員】この工事については、どの業者でも参加が可能な工事であったのか。

【事務局】施工する工事内容から判断し、発注種別は「とび・土工・コンクリート工事」に登録のある業者を参加可能としていた。

【委員】専門的な機械を保有している業者ということか。

【事務局】そうである。

【委員】落札業者は、益田市内の業者なのか。

【事務局】市内にある業者である。

【委員】総合評価方式による入札で2者が入札しているが、1者は予定価格以上で、技術評価点も低く、結果だけを見ると競争原理が働いていない。仮りに技術評価点が低いのであれば、入札額を低くして評価値を上げることも考えられるが、それはされていない。なぜこの業者は資料作成にも時間がかかるのに、このような入札を行ったのか疑問が残る。

【事務局】明確な理由については不明だが、令和 7 年度の後半に係る工事で、例年に比べて市内の大規模な工事もなく、今後の物価高騰等も考慮し、入札額で落札できればという思いで参加されたのではないかと考える。

建設工事：一般競争入札（簡易型）（1 件）

②豊川拠点整備事業（渡り廊下建築）工事（1104）

【委員】①落札率が高く、かつ、②入札が 1 者のみとなっているので、その状況について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）豊川地区については、子育てを保育園や学校のみに任せることなく、地域を挙げて取り組み、公民館が中心となった活動が活発に行われている地区となっている。

この活動をさらに進化させるため、まず拠点整備の一環として、令和 6 年度中に学校敷地に隣接して、社会福祉法人が運営する豊川保育園が新築され、続いて、昭和 50 年の建築で築 50 年が経過し、老朽化が進み、耐震性などに問題があった豊川公民館を令和 7 年度中に移転改築した。

また、その際には豊川小学校の校庭にあった平成 12 年度の建築で、築 25 年が経過したプレハブ製の放課後児童クラブについても公民館内に移設した。

この度の工事は、公民館等の施設は、既に建設され各施設で運用が開始されていたため、それらの各施設を繋ぐための「渡り廊下」を新たに建築する工事を実施したものである。

【事務局】①落札率が高くなっている要因としては、仕様書には「入札時積算数量書」を提示し、工事内訳や数量を示しており、その数量に対して、県で公表している「公共工事設計資材単価表」や市販されている「建設物価」等の資料を用いて積算していることから、業者についても積算が容易であったことが考えられる。

また、②当初は入札参加業者を 7 者程度として想定していたが、実際の入札では、1 者となっている。

その理由としては、施工期限が 100 日間となっており、年度末までの工期となることから、既に他の工事を受注している業者は、技術者の配置等の事情から応札することが困難であった可能性がある。

加えて、近年の著しい物価上昇、特に二次・三次部材を多用する営繕工事においては、資材価格の変動リスクが非常に大きく、受注者側が無理な受注を避ける傾向が強まっていることも背景にあると考える。

このリスクを避けるために、業者が応札を控える、あるいはリスクを織り込んだ価格で応札する傾向も見受けられる。

これらの複合的な要因が重なり、今回の入札では高い落札率と単独応札という結果に繋がったものと分析している。

【委員】一般競争入札で、市の当初の想定参加業者が 7 者で、実際には 1 者のみ

になったとのことであるが、先程説明のあった「工事期間が短い」ことや、「資材価格の高騰によるリスク回避」の理由以外、他には考えられないか。

【事務局】参加されていない業者に直接確認していないため理由は不明であるが、先程も説明した理由が複合的に重なったためと考えている。

【委員】複合施設の整備を工事ごとに分けており、この度の渡り廊下の建築工事についても単独で実施しているがなぜか。渡り廊下が必要であることは、当初の設計段階で想定できると思われる。まとめて発注することで、工事価格も安くできたのではないか。

【事務局】複合施設の整備については、施設ごとで実施しており、その施設の建て替えや撤去工事も随時実施している。改修施設としては、「公民館・放課後児童クラブ・消防倉庫・体育館のトイレ改修」があり、その施設の撤去等も実施しているが、同一敷地内での工事のため、各施設の改修と同時平行で、既存施設についても利用を継続する必要があったため、分散して工事を実施している。そのため、既存施設の改修・撤去終了後に、この度の渡り廊下の建築工事を分けて実施している。

また、各施設の建設に当たっては、国県等からの補助金も活用しており、予算や工期の面からも工事を分けて実施する必要があった。

なお、施設整備等については、令和8年度においても一部工事が継続して実施されている状況である。

建設工事：指名競争入札（1件）

③市道明見団地 18 号線側溝整備工事（1308）

【委員】指名競争入札で複数業者を指名しているのに①入札参加業者が1者のみで②落札率も高いため、入札状況を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この工事は、須子町の市道明見団地18号線の側溝80mを整備するものである。

【事務局】この工事については、指名競争入札として17者を指名したが、1者のみの応札となっている。

1者となった理由の一つとしては、施工期限が80日間となっており、年度末までの工期となることから、既に他の工事を受注している業者は、技術者の配置等の事情から入札することが困難であった可能性がある。

一方、落札率が高くなっている要因としては、仕様書には見積参考資料として、見積単価一覧表や、数量総括表を添付していること、また、設計単価については、島根県建設工事積算基準を採用していることから、業者側でも積算が容易だったと考える。

なお、落札業者については、令和6年度に実施した同地区の同種工事を落札した業者となっており、令和6年度についても、1度目の入札では10者を指名したが、1者も入札者がおらず、再度入札を行い12者に対して指名した

が、落札業者のみが入札して受注した経過がある。

このことから、令和7年度についても応札者が少ないことを予見し、予定価格より敢えて金額を下げずに応札したことも推測される。

【委員】指名業者の選定方法としては、2段階となっているのか。

【事務局】業者選定については、入札基準を設けており、1000万円未満の土木工事であれば、総合点数が750点未満の業者から選定し、その上で工事現場と同地区に事業所がある業者を選定している。これは事業所が同地区にあることで、工事現場のことをよく知っているということで実施しており、指名競争入札で業者を選定する際には、他の工事においても同様に実施している。

【委員】この度、落札した業者の所在地はどこで、どの地区となるのか。

【事務局】落札業者は、高津4丁目に事務所を構えており、高津地区となる。

なお、総合点数が750点以上850点未満の土木工事の業者は全部で12者おり、そのうち、高津地区なのは、落札業者のみとなっている。

【委員】指名業者数に対して辞退業者数が多いが、業者側にとって利益が出にくい工事なのか。

【事務局】利益が出にくい工事ということもあるかも知れないが、工事期間が短いこと、年度末で技術者が配置できないこと、団地内の工事で道路が狭く使用する重機に制限があること、道路規制や誘導員の配置が必要なこと等、事業者によって辞退した理由は、様々であったと推測される。

建設工事：随意契約（1件）

④ J R 小浜踏切配水管改良工事（立坑）（1409）

【委員】随意契約で落札率が82.19%と、どうして低いのか確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この工事の概要は、市道喜阿弥西小浜線小浜踏切下の老朽化した配水管について、令和7年度から令和8年度にかけて更新するため、踏切を挟んだ両側に鋼製ケーシング立杭を築造するものである。

この事業の前段で、西日本旅客鉄道（株）と協議を行い、踏切下のさや管推進工事は西日本旅客鉄道（株）で施工し、推進工事用の立坑築造及び、さや管内の配管工事は、益田市上下水道部で施工する計画となっていた。

【事務局】落札率が低い理由としては、契約者については、西日本旅客鉄道（株）のグループ会社で、鉄道工事に精通しており、本工事施工後、西日本旅客鉄道（株）により施工されるさや管推進工事の実施予定業者となっていた。

また、益田市が施工する立坑築造について、立坑計画位置が J R 営業線近接区域内であることに加え、施工時及び資機材運搬時には、踏切を含めた営業線範囲内を使用せざるを得ないため、軌道への異常が発生した場合には、即応できるよう鉄道工事に精通した業者による施工を行うように条件が付されていた。

このことから、1者による随意契約として契約を行っている。

なお、担当課で積算した予定価格については、契約相手方から直接参考見積を徴して設定したものではなく、市内部で「推進工事用機械器具等基礎価格表」や「下水道用設計標準歩掛表」等を用いて算出したものとなっている。

また、契約者については、西日本旅客鉄道（株）のグループ会社で、同種工事の施工実績も多く、本工事で使用する「ケーシングマシン」について、安価で調達できたことから入札額を低くし、落札率が低くなったのではないかと推測する。

【委員】 予定価格については、市で独自に資料を用いて積算しているということだが、落札業者は、西日本旅客鉄道のグループ会社で、西日本旅客鉄道で実施する同じ現場の工事についても受注予定者なので、参考見積を徴し、それを基に設定すればよかったのではないかと推測する。

【事務局】 予定価格の設定方法については、色々なやり方があると思うが、この度の工事では、本来必要となる機材費用や人件費等について、きちんと積算して設定すべきと判断して実施したものである。

【委員】 落札業者は、規模の大きな会社なのか。

【委員】 広島に本店を構える大きな会社で、西日本旅客鉄道が発注する工事を受注していることが多いようである。

なお、西日本旅客鉄道が実施する工事等について、その入札に参加することは、一般の業者では難しい面がある。

【委員】 鉄道関係の工事については、工事不良で何か問題が起こった場合の影響がかなり大きくなるため、安全面を第一に考え、業者選定については厳しく、閉鎖的となる傾向にある。

【委員】 この度入札のように一者による随意契約であっても、落札率が低くなることがあるということか。

【事務局】 そのとおりである。

建設コンサルタント：一般競争入札（簡易型）（1件）

⑤高津川流域橋梁点検業務委託（2103）

【委員】 比較的高額の一般競争入札において、①参加業者が1者のみである理由、②4社の共同企業体であるが99.49%と高い落札率となっている理由を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務については、益田市・津和野町・吉賀町において、国土交通省から令和5年12月に地域インフラ群再生戦略マネジメント（略称：群マネ）のモデル地域に選定され、インフラメンテナンスにおいて、1市2町の広域連携により取組みを進めているものである。

この群マネの取組みにより「予防保全型インフラメンテナンス」に転換し、コストの抑制を図るとともに、継続的なインフラメンテナンスに取り組んでいくものとなっている。

モデル地域に選定された後、発注者側となる1市2町で協議を進め、令和7年度については試行運用として、高津川流域における橋梁の定期点検業務をスモールスタートとして発注した。

なお、橋梁点検業務については、全部で68橋（益田市40橋、津和野町18橋、吉賀町10橋）で実施しており、将来的には、益田地区（益田市・津和野町・吉賀町）の持続可能な戦略的インフラマネジメント体制を構築するため、協議会等を設置し、包括的な委託について検討しているところである。

【事務局】この業務委託については、受注者の契約形態を共同企業体の乙型としている。

これは、構成企業の業務分担範囲を、また、責任の所在についても明確にするためである。

なお、この度、落札した共同企業体は、いずれの業者も益田市内に事務所を構え、代表者を（株）三建技術とし、（株）アドバンスネット成和、（株）昭和測量設計事務所、（株）大建コンサルタントの4者で構成されている。

当初、市側で参加が想定される業者としては、5者程度を見込んでいたが、その中の4者が共同企業体の構成員となり、入札に参加した形となった。

次に、落札率が高くなっている要因としては、仕様書には見積参考資料を添付しており、数量集計表・橋梁点検者算出根拠・交通誘導員算出根拠も記載していること、また、予定価格については、島根県道路橋定期点検業務委託積算要領に準拠し、要領における「標準歩掛」及び「島根県単価」を採用していることから、業者側でも積算が容易であったものと推測される。

【委員】落札率が高くなっているのは、誰がやっても積算できるような資料を業者に提供しているからということか。

【事務局】積算に必要な資料等は提示しているので、積算は容易であったと考える。

【委員】4者が別々に積算した後、金額を合わせたものを入札額としているのであれば、このような高い落札率にはならないと思うが、4者が共同企業体となったことから、他に入札に参加する共同企業体もなくなり、積算についても4者で相談できたことから、高い入札額を設定することができたものとする。

【委員】落札者となった共同企業体については、以前よりあったものか。

【事務局】入札告示後に、この度の入札のために結成されたものである。

【委員】市としては、複数の共同企業体の参加を想定していたのか。

【事務局】複数の共同企業体の参加については想定していなかったが、入札に参加できる資格を持っている業者は5者程度あると想定していた。この度の入札では、その中の4者が共同企業体となっている。

【委員】共同企業体であることが応募の条件となっていたのか。

【事務局】入札参加資格として、共同企業体であることを条件としていた。これは、益田市・津和野町・吉賀町の1市2町について、広域的に多くの橋梁定期点検業務を短期間に実施する必要がある、それぞれの現場において各業者が責

任を持って業務を遂行するため、1 者のみでなく共同企業体として実施したものである。

また、この業務が国のモデル事業となっており、発注者側（自治体間）の連携体制の構築に合わせ、受注者側（業者間）の連携体制についても推進する必要があったことから、共同企業体であることを前提条件とした。

【委員】今後の業務についても、今回落札者となった 4 者による共同企業体を実施していくこととなるのか。

【事務局】令和 7 年度については、橋梁定期点検業務を 4 者による共同企業体を実施したが、令和 8 年度以降については、どのように実施していくかは未定である。

【委員】これまでも橋梁の定期点検は各市町で実施していたが、その手法を自治体側も業者側も、単独ではなく集合体として試行で実施したということか。

【事務局】インフラメンテナンスだけではないが、自治体側も業者側も技術系の職員が減少しており、メンテナンス費用も増大している。そのような状況下において、継続的な人材確保と財源確保が必要となることから、効率的・効果的にマネジメントしていくため、まずは橋梁の定期点検業務を実施したものである。

【委員】共同企業体を構成している業者については、全て益田市内の業者か。

【事務局】そうである。入札については、簡易型一般競争入札として、1 市 2 町のいずれかに本店を置く業者として募集をしていたが、結果的には益田市内の業者のみとなっている。

【委員】今回の業務委託が橋梁の定期点検業務だけとなっているので、マニュアル等も整備され、業者にとっては比較的簡単に実施ができたと思われるが、今後実施される橋梁修繕設計等であれば、業者にとっても難しいものになると思われる。

【委員】共同企業体については、甲と乙があるのか。

【事務局】共同企業体には、甲型と乙型があり、甲型は全構成員が各々あらかじめ定めた出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工し、乙型は各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ分割し、各構成員は、それぞれの分担した工事について責任をもって施工するものである。

【委員】乙型における代表者や、業務の施工場所等についてはどのように決められているのか。

【事務局】共同企業体に参加している業者間で決められており、市には代表となった業者が共同企業体設立の届出を提出し、以降はその業者が窓口となって契約事務等を進めている。

【委員】この事業は、一括での業務委託となっているが、益田市が代理で共同企業体と契約を行い、2 町については負担金を市に支払うという形になっているのか。

【事務局】 そのとおりである。この度の事業は試行ということもありそのような体制で実施しているが、今後は協議会等の設置についても検討していく予定である。国としては、モデル事業でもあるため、今回の事業の検証を行い、全国展開につなげたいと考えている。

建設コンサルタント：指名競争入札（１件）

⑥小俣賀地区確定測量（その１）業務委託（2301）

【委員】 参加業者は 13 者いるが、落札率が 96.72%と高くなっているのも、その理由を確認したい。

【事務局】 （事業の概要説明）この業務委託については、益田市左ヶ山町において、農地耕作条件改善事業によるほ場整備を行うため、基準点測量及び地区界測量を実施することを目的としたものである。

工期については、令和 8 年 1 月から 3 月までとなっており、市内測量業者を 13 者選定して指名したものである。

【事務局】 この業務の落札率が高くなっている要因として考えられるのは、仕様書には見積参考資料として、数量集計表や単価の入っていない工事内訳書を添付しており、また、予定価格については、「設計業務等標準積算基準書」等を参考に「測量業務標準歩掛」や「島根県単価」を採用して積算していることから、業者側でも積算が容易となっていたためと推測される。

このことについては、13 者の入札金額から見ても分かるように、業者についても市と同様に積算が可能であるため、予定価格と近い金額で入札することができていると思われる。

なお、多くの業者については、施工期限が年度末までの 3 月となっており、既に他の業務を受注している業者については、測量士の配置等の事情から、高い入札額で応札できれば実施すると考え、敢えて入札額を落とさなかったことも推測される。

【委員】 入札参加業者数を見る限り、業者的には取りたい業務であったということか。

【事務局】 全入札参加業者が、予定価格より金額をあまり下げておらず、競争原理が思った以上に働いていない結果となっているが、指名した全業者が入札に参加していることから考えると、業者的には、高い入札額で落札したいという思いがあったと思われる。

建設コンサルタント：随意契約（１件）

⑦アセットマネジメント機能評価基準策定業務（2403）

【委員】 ①業務内容、②随意契約である理由、③落札率が 100%となっている理由について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務は、令和6年12月6日付で総務省が募集した「広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業」に「益田市（津和野町、吉賀町）」が応募し、令和7年2月28日に提案内容が採択され、総務省と令和8年1月20日付で委託契約して実施した事業である。

この事業は、1市2町におけるインフラメンテナンスにおいて、機能評価基準を策定し、マネジメントシステムを構築することを目的としている。

具体的には、1市2町で「直営橋梁点検支援システム」を構築した後、共同利用するとともに、得られた橋梁点検データ等をそのシステムにインプットし、損傷原因、補修工法、健全度の分析・評価、補修計画の立案が実施できる「計画策定支援システム」を自治体間共同で構築することで、技術職員がインフラの状況を把握できる環境を整えるものとなる。

このシステムを活用して、今後、1市2町共同での計画策定や修繕工事の発注等の実現を目指して、地方自治法上の事務の代行や協議会等を活用した広域連携のスキームについて検討を行うものとなっている。

【事務局】①この業務は、益田市・津和野町・吉賀町が管理する橋梁における、アセットマネジメント機能評価基準策定及び、計画策定支援システムの構築を目的としており、以下の4つの業務が含まれている。

（1）基準策定業務 1式

道路及び橋梁に優先順位を設定するための基準、方針等の策定及び、撤去集約基準を策定する。

（2）計画策定支援システム構築 1式

劣化シミュレーション機能を搭載した修繕計画策定システムを構築する。

（3）直営橋梁点検支援システム構築 1式

直営橋梁点検における現地点検作業及び、定期点検調書作成支援システムを構築する。

（4）劣化シミュレーションプログラム構築 1式

混合マルコフ劣化ハザードモデルによる劣化シミュレーションのアルゴリズムを構築する。

【事務局】②この業務の遂行には、益田市の状況を把握していることや、長寿命化修繕計画やアセットマネジメント策定業務等に精通していること及び、支援システムの構築が可能である必要がある。

このことから、過去に益田市の技術顧問を務め、現在も益田市橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託を受託し、市道及び橋梁の基礎データを整理しており、また、今回参考としている、島根県で過去使用・提供されていた、劣化予測・個別市施設計画策定システム構築業者である業者に、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規程により、「著しく安価な価格で契約が締結できる場合（一からシステム設計、構築を行うより、著しく安価となる。）」として随意契約としている。

【事務局】③落札率が100%となっている要因としては、まず、予定価格の積算に当

たって、事前に業者から各業務に係る参考見積書を徴しており、その見積書に記載された業務に係る工種や種別（人員工数・協議回数等について記載がある）を基に市側で仕様書を作成しており、その際の単価については、島根県で公表されている単価を用いて積算している。

また、業者側で確認している仕様書には、見積参考資料を添付しており、数量集計表や工事内訳表に項目と数量を記載していることから、業者としては、島根県が公表している単価を入力するのみで、市の予定価格と同額の積算が可能となり、落札率が100%となっている。

【委員】この業務については、1市2町を含んだ広域的なシステム構築を目的としているが、将来的に津和野町・吉賀町にもシステムを導入するということか。

【事務局】この度の業務委託において、益田市だけでなく、津和野町・吉賀町もシステムは導入しており、担当者が使用できる環境は整っている。

【委員】随意契約ということで、業者からの見積を基に予定価格を積算することになると思うが、その内容が適正なものであるか、検証する必要があると思うがどうか。

【事務局】各システムの導入に係る費用については、業者から提出された見積にある工数に対して、県で公表している単価を当てはめて積算しており、どれだけの工数が必要となるかは、そのシステムの開発業者でなければ積算は難しいと思われる。

【委員】業者としては、自分が積算した工数に、公表されている単価を入れて計算できるので、落札率は100%になる。それが本当に適正であるかについては、疑問が残るところである。専門的な分野で、他の業者の参入が難しい面もあると思うが、適正な価格での入札となっているか、内部でもきちんと検証等を実施するよう指導をお願いしたい。

【委員】この業務の着手が令和8年2月4日で、完成が令和8年3月13日となっており、非常に短い期間となっているが問題なく業務は完了しているのか。

【事務局】導入した各システムについては、既に開発されているシステムを利用しており、導入時においてカスタマイズ等を実施しているものである。一からシステムを構築するものではないので、期間的には短い期間となっているが、導入は完了している。

【委員】市には、いくら以上の金額のものであれば、ある程度の工期を設ける必要があるというような決まりはないのか。

【事務局】仕様書に明記してある内容をきちんと履行していれば問題はなく、期間についての決まりも特にはない。

【委員】年度末にこれだけの金額の業務を実施するのは通常であれば難しいものである。

【事務局】システムを導入するのがメインとなっている業務であり、国からの補助金も活用しているため、年度内での業務完了が必須となっていた。

【委員】元々システムとしてあるものであっても導入する金額としては、かなり

高額となっている。特殊なシステムであるため仕方ない部分もあるかも知れないがどうか。

【事務局】 システムも高額で導入するためには人件費も必要である。特にこの度の業務については、1市2町とそれぞれの市町にもシステムを導入しているため、単純に3システム分の導入経費が必要となっている。

【委員】 書類のみで確認すると業務の履行期間が年度末に近く、1カ月と少ししか無いため、大型業務なのに非常に短いと感じているが、随意契約ということで、着手前から業者とは事前に協議等を実施していたと思われる。国では働き方改革として業務時間の短縮等についても指導していることを念頭に置き、行政はもちろんだが、業者側における働き方改革も進むよう対応をお願いしたい。

物品調達：一般競争入札（1件）

⑧油圧ショベル1台リース（3104）

【委員】 落札率が32.73%と低くなっている理由を確認したい。

【事務局】 （事業の概要説明）この物品調達は、益田市下波田町にあるリサイクルプラザで使用する油圧ショベル1台をリースにより調達するものである。

【事務局】 予定価格の設定については、（株）アクティオ浜田営業所の1者のみから参考見積書を徴しており、その額を参考に、今後の物価高騰等を考慮して担当課で金額を設定している。

事前の入札参加資格申請では、アクティオ浜田営業所、原商益田支店、ライト西部支店、ごうぎんリース（株）浜田支店の4者から申請があり、全者に資格確認通知書を送付している。

入札時においては、ごうぎんリース以外の3者が入札に参加し、一番入札額の低かった（株）原商益田支店が落札者となり、落札率は32.73%となった。

落札率が低くなった主な要因としては、以下の点が複合的に影響しているのではないかと考える。

一点目は、予定価格について市場価格の変動や実勢価格と乖離があったのではないかと考える。建設機械のリース市場において、この度の積算根拠とした予定価格が、現在の市場における実勢価格と乖離していた可能性があると考ええる。

実際に参考見積を徴したのは、令和7年12月中旬で、入札については、令和8年3月末に実施しており、3か月間の期間が開いているため、その間、中東情勢をはじめ、市場の需給バランスの変化や、各社のコスト構造、保有状況などによって、価格設定が大きく変動したのではないかと考える。

二点目は、入札参加企業の経営戦略があったのではないかと考える。

落札業者が、市場シェアの拡大を目指したり、保有機械の稼働率を確保するため、あるいは長期的な取引関係構築を目的として、採算ラインぎりぎり、あるいは一時的に採算を度外視してでも受注を確保しようとする戦略をとつ

た可能性もあると思われる。

この度の油圧ショベルのリース期間については、6年間を計画しており、業者としては、そのリース期間の終了後の利用についても考え、敢えて価格を下げたことも想定される。

特に、3者のうちの1者であるアクティオ浜田営業所については、参考見積を徴した業者であり、その業者の入札額については、予定価格の75%となる165,000円となっており、他の2者に比べると予定価格に近い金額となっている。

このように、落札率が低くなった要因は一つに特定できるものではなく、複数の要因が絡み合ったことから発生したものとする。

なお、今回の油圧ショベルの予定価格の積算に当たっては、1者のみからの見積書を参考に設定していることから、今回の落札結果を踏まえ、今後は複数からの見積書を徴して設定することや、より一層、市場価格の動向調査を行う等、改善に向けて指導する予定である。

【委員】この入札は、シンプルに油圧ショベル1台のリース案件で、ファイナンスリースではなく、オペレーションリースということか。仮にオペレーションリースであれば、所有権については落札業者となり、リース期間終了後は再リースや他の業者へのリース等も想定されるということか。

【事務局】そのとおりであるが、車両については、新規車両としており、リース期間終了後のこともあり、敢えて入札価格を下げているということも考えられるが、あくまでも推測である。

【委員】業者は「機械の耐用年数を考え何年で元をとることができるか考えた上での入札額」なのか、「他のリース物件との兼ね合いの中で設定された入札額」なのか、その考え方については業者によって異なるのか。

【委員】油圧ショベルは、どこで使用する予定なのか。

【事務局】下波田町にあるリサイクルプラザにおいて、資源ごみ等をトラックに積み込む際に使用するものである。

【委員】この度の入札において、予定価格の積算のために見積書を徴しているが、その見積書は1者からしか徴していないとのことだが、複数者から見積書を徴するような規定はないのか。

【事務局】随意契約においては、なるべく2者以上から見積書を徴することとして規定しているが、予定価格の積算のための参考見積書の徴取について、複数から徴するように指導はしているが規定まではない。

【委員】この度の落札率が低くなっている原因等については理解したが、6年間もリースする物件で、総額もかなり大きなものとなるので、予定価格を積算する際には、複数者から参考見積を徴するように指導をしてもらいたい。

業務委託：指名競争入札（1件）

⑨東陽中学校（宇治地区）生徒冬期登下校送迎業務（4305）

【委員】落札率が41.36%と低くなっている理由を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務は、鎌手地区（宇治地区）から東陽中学校へ通学する生徒について、宇治地区から鎌手駅前までを輸送するためのタクシー運行業務である。

委託期間は、令和8年10月1日から令和9年2月28日の冬季のみの期間となっており、運行については、登校1便・下校1便で、運行日数を95日と予定しているものである。

冬季以外は、自転車で自宅から鎌手駅まで往復通学しているが、冬季は通学路においては山道で外灯も少なく、朝晩暗いため安全面を考慮した対応を図っているものである。

【事務局】タクシー送迎業務については、この業務委託以外にも10地区あり、運行期間については1年間（12月）としていますが、この業務については「冬季のみ」の業務委託のため、本来であれば、5カ月分として計算しなければならないところ、事務担当者が誤って、12カ月分として計算し、その額をそのまま予定価格としたことから落札率が低くなっている。

なお、予定価格については、昨今の人件費や燃料費の高騰分も踏まえて積算していることから、通常より更に高額となっており、落札率についても通常より更に低くなっている。

今回の予定価格の積算ミスについて、今後は担当者のみでなく、複数の職員で適正に確認するように既に指導したところである。

【委員】担当者による設計ミスということか。

【事務局】そうである。この案件だけ積算期間が他の委託期間と異なり短くなっているが、期間を間違えて予定価格を積算したものである。

【委員】市では、最終的な入札額としては、予定価格以下となるため問題とならず、担当職員の処分等もないだろうが、民間であれば問題となるような案件である。

【委員】今後は、担当者のみでなく複数の職員により確認するよう既に指導したとのことだが、改めて確認を徹底するように指導してもらいたい。

業務委託（役務の提供）：随意契約（2件）

⑩益田市学校給食配送・回収業務委託（4415）

【委員】①金額が高額となっている理由、②随意契約により契約している理由について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務委託については、令和8年4月から令和13年3月までの5年間、小学校15校と中学校7校について、高津学校給食センターと美都学校給食共同調理場からの給食の配送・回収業務を委託するもの

である。

配送・回収業務は、各年度内で 215 日程度の運行で、全部で 11 台の車両を使用し、合計 3,530 食の給食を運搬する業務となっている。

なお、この業務委託については、配送・回収に使用する車両や人員体制については、受注業者が準備・手配するものとなっている。

【事務局】①この業務委託における契約金額については、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の委託料の総額となっており、その 5 年間については債務負担行為を設定し、長期継続契約としている。

年間の支払予定額については、税込 80,594,184 円となっており、先程説明した車両台数及び人員体制を確保するための人件費、車両費、燃料費等の積上げにより積算したものとなっている。

②この発注業務については、高額な契約のため、公平に価格競争ができるよう益田市契約規則第 5 条に基づき一般競争入札として、令和 7 年 9 月 12 日に告示し、令和 7 年 10 月 6 日に入札を実施した。

入札には、受注者である 1 者のみが参加したが、2 回とも予定価格超過となったため入札を取り止めた。

その後、入札参加業者と担当課が協議を行い、令和 8 年度当初から学校給食の配送・回収業務を実施するためには、11 台の車両の確保（保温、保冷機能のための車両改修等）に時間を要することから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約（競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき）とし、入札のあった 1 者のみから再度見積書を徴し、予定価格以下となったことから契約したものである。

【委員】一般競争入札において、どのぐらい予定価格が超過となったのか。

【事務局】予定価格については、税抜 73,267,443 円/年としており、1 回目の入札額が税抜 77,310,000 円/年で 4,042,557 円超過し、2 回目の入札額が税抜 77,000,000 円/年で 3,732,557 円超過していた。

【委員】当初、一般競争として実施はしているが、市内には実際対応可能な業者が落札業者以外にはいないのではないのか。

【事務局】車両台数や運転手等の確保、仕様を満たす車両の準備が必要なため、他の市内業者では対応が難しい面もあると思われる。

【委員】5 年間という契約期間となっているが、その間には、人件費や車両の維持管理費の増加や、特に燃料費については変動が激しく、実際の費用については、契約額を超えてくると思うが、どのように対応するのか。

【事務局】人件費・燃料費等の増加に係る部分については、落札業者と協議し、変更契約等により対応することとなるが、予算もあるため補正等により対応が必要となる。

【委員】業者との協議については、毎年実施しているのか。

【事務局】協議は毎年実施しているが、予算的な面もあるので全てに答えられるわけではない。

【委員】以前は、契約しても変更する必要がないこともあったが、今は1年も経たない間に状況が目まぐるしく変わっている。3年ぐらいの契約期間とすることも必要ではないか。

【事務局】業者側での運転手の確保や、車両保有等の期間も考慮して5年間としている。市内全域に確実に給食を配送してもらうためには必要な期間であると考えている。

⑪益田市病児保育事業業務委託（4477）

【委員】①金額が高額となっている理由、②随意契約により契約している理由について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務委託については、益田市赤十字病院の敷地内にある病児保育事業所において、病気の回復期に至らない児童及び病気の回復期にある児童に対し一時的な保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業である。

この度、令和8年4月から令和13年3月までの5年間について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施して受託業者を選定した後、受託業者と業務委託契約を締結したものである。

【事務局】①この業務委託における契約金額については、令和8年度から令和12年度までの5年間の委託料の総額となっており、その5年間については債務負担行為を設定し、長期継続契約となっている。

年間の支払予定額については、16,457,000円となっており、日曜日、祝祭日、年末年始を除く、月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで、最大6名の利用者を受け入れるために必要な人件費や通信運搬費、消耗品費等の積上げにより積算したものである。

また、「予定価格＝契約金額」となっているのは、これは公募型のプロポーザル実施時に提案上限額をあらかじめ提示しており、その金額を「予定価格」とし、落札業者も上限額で見積書を提出したことから同額となっている。

②この業務委託については、公募型プロポーザル方式により実施しており、令和7年11月10日に募集を開始し、関係部局の部課長で構成された選定委員会において、受託候補者を選定した後、受託候補者より見積を徴し、予定価格以下となったため、委託業者を決定したものである。

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約の相手方が予め特定している業務として随意契約を行ったものである。

なお、公募型プロポーザルについては市内業者1者と市外業者1者の計2者が応募し、その中の1者は昨年度まで病児保育事業を受託していた業者であり、この度の受託業者についても同じ業者となっている。

【委員】この業務委託についても5年と契約期間が長く、委託料のほとんどが人件費となっている。開設日が決まっており、利用定員が6名となっているので、人材確保については、比較的し易いのではないか。

また、落札業者については、保育園等も経営しており、いざという時の対応も可能ではないか。

【事務局】実際に他の施設との間でローテーションを実施しているかは不明であるが、突発的な対応が必要な場合には、対処し易い体制ではあると思われる。

【委員】市内では、病児保育事業が実施できる体制の整っている法人は、落札業者だけか。

【事務局】市内では落札業者だけであるが、この度実施した公募型プロポーザルでは浜田市の業者が1者参加している。

【委員】選定委員会メンバーの人数と、その委員は誰になっているのか。

【事務局】選定委員会の人数は5名で、市の管理職（担当部長・担当課長・関係課長等）で構成されている内部の組織である。

【委員】この度のプロポーザルのことではないが、選定委員会のメンバーと業者との間で問題となったケースもあるので、メンバー選定時には、特に注意が必要である。

なお、外部委員を選定する場合であっても、業者側から誰々を委員に入れてくれとか、こういう関係者を委員に入れてほしいというような要望を出すところもあり、少しでも自社が優位になるように働きかける場合もある。

【委員】公募型のプロポーザルでは、選定基準や配点も作られ、公表されているのか。

【事務局】実施に際しては、公募要領を作成し、その中で選定基準や配点についても示している。

【委員】この度実施したプロポーザルが問題であるとは思わないが、プロポーザル方式や、総合評価方式により実施する入札については、一般的に注意も必要であると言われている。

選定委員は適切か、評価項目や方法は適切かといったことに充分注意しないと、恣意的に特定業者に有利になるような入札に陥る恐れもあり、市側にも委員や評価項目・方法選定に高い良識と能力を有することが大事と思われる。